

「ダンドリワーク」デモ利用特約

当社は、この『「ダンドリワーク」デモ利用特約』（以下「本特約」といいます。）を定め、これにより「ダンドリワーク」のデモサービスを提供します。

- 1 本特約は、デモサービスを利用する者（以下「デモ利用の契約者」といいます。）と当社との間の一切の關係に適用されます。「ダンドリワーク」利用規約及び本特約の内容に同意しない場合、本サービスを利用することはできません。
- 2 本特約は、「ダンドリワーク」利用規約の一部の適用を排除し、又は「ダンドリワーク」利用規約と異なる事項を定めるものです。本特約の条項は、「ダンドリワーク」利用規約の条項に優先します。
- 3 デモ利用の契約期間は、当社が別途定める期間とします。
契約期間の詳細については、当社がデモ利用の契約者に個別に通知するものとします。
- 4 デモ利用に関する契約は、デモ利用のための契約であって、通常利用のための本契約ではありません。本契約をしようとする場合は、別途発行する見積書兼新規申込書により改めて申込みしなければなりません。
- 5 デモ利用の契約者は、デモ利用の有効期間中、初期基本費用、月額基本費用ともに支払うことなく、通常利用と同様のサービスを利用することができます。
- 6 デモ利用が終了した場合において、デモ利用の契約者が通常利用をしようとするときは、デモ利用の契約者は、初期費用、月額費用を支払います。この場合において、通常利用は、通常利用に係る本契約（以下「本契約」といいます。）が成立した日（IT 導入補助金を活用して本契約をした場合には、本契約が成立した日の翌月 1 日）から開始します。ただし、デモ利用の契約者が IT 導入補助金を活用して本契約をした場合には、本契約が成立した日の翌月 1 日から開始します。
- 7 前項の規定にかかわらず、デモ利用が終了した場合において、デモ利用の契約者が通常利用をしようとするときは、デモ利用期間中にデモ利用の契約者が入力した情報を無償で引き継ぐことができます。
- 8 デモ利用が終了した場合において、デモ利用の契約者が通常利用をしないときは、速やかに当社から受領した資料等情報を当社に返却するものとします。
- 9 デモ利用を申し込むことによって、当社が契約者にその後の通常利用をお約束するものではありません。

附則

- 1 本特約は、令和 3 年 3 月 30 日から施行します。

- 2 本特約は、令和4年11月15日から施行します。
- 3 本特約は、令和5年1月10日から施行します。
- 4 本特約は、令和7年3月19日から施行します。